

令和2年3月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和2年3月27日（金）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時30分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員10名
- 4 欠席委員
若杉美由樹委員
- 5 傍聴者数
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主査
- 7 議題等
第4号議案 農用地利用計画の変更について
第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
報告事項3 農地法第4号及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 ただいまの出席委員は、10名です。定足数に達しておりますので、これより3月の農業委員会総会を開催します。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。 議事録署名者は、加藤清徳委員、塚本博之委員をお願いいたします。
会 長	本日の付議事件としては、第4号議案「農用地利用計画の変更について」が1件、第5号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が2件でございますのでよろしくお願いいたします。 それでは早速ですが、第4号議案「農用地利用計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 補佐	<p>この議案は、農業振興地域整備計画に定められている農用地利用計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市町村長が農業委員会の意見を聴くものでございます。</p> <p>申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>調書の説明は以上でございます。</p> <p>また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、説明させていただきます。</p>
事務局	<p>【市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について説明】</p>
会 長	<p>それでは、第4号議案を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
加藤清徳 委 員	<p>3月20日、若杉致由委員、秋田文夫委員と現地を調査しました。申出地は西の野町地内、天神川に架かる安女寺橋から南西約200メートルの地点に位置する畑で、現在は耕作されておらず、畝だけが残っている状態です。</p> <p>申出内容は分家住宅の建築です。申出地は畑の一筆の中の北西部分を一部320㎡分筆する予定で、周辺の状況は、東側、西側及び南側が畑、北側が道路及び排水路を挟んで田となっています。</p> <p>申出人は現在、賃貸住宅に住んでおり、子供の成長に伴い手狭となったこと、子供の就学前には住宅を建築することを希望していることから、分家住宅を建築するものです。土地の選定にあたっては、生活環境が良く、親の介護等を考え本家に近い土地であることを条件に、自己所有地及び自己所有地以外の土地から検討したものの、申出地以外に住宅建築が可能な土地が無く、やむなく農振農用地を選定したものです。</p> <p>土地利用計画図から除外面積は過大ではなく、土地造成は整地のみ。排水は浄化槽を設置し、北側排水路に放流する計画であることから、周辺農地へ支障を及ぼさないよう対処されたものであり、本件申出地除外後も、周辺農地の耕作には支障がないことから、調査員の意見としては本申出はやむを得ないと考えます。</p> <p>調査結果の報告は以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p>
会 長	<p>質問もないようですので、第4号議案「農用地利用計画の変更について」やむを得ないということに賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>

会 長	<p>挙手全員により、第4号議案については「やむを得ない」ということにすることに決まりました。</p> <p>続いて、第5号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく権利移動に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>なお、申請が2件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。</p> <p>【番号1調書を朗読】</p> <p>調書の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、番号1を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
森本幹夫 委 員	<p>3月21日、寺田委員と現地を調査しました。申請地は上の山町地内、晴丘の交差点から、北東へ約350メートルの地点に位置する畑で、現在は耕作されていません。</p> <p>申出地周辺の状況は北側が雑種地、東側及び南側が宅地、西側が畑となっています。</p> <p>申請者は建築業者であり、現在使用している建築廃材を仮置きするための資材置場が手狭となったことから、新しく申請地を資材置場として利用する計画です。</p> <p>利用計画図から、土地造成は整地のみ。排水は雨水のみで、自然浸透とする計画です。土地所有者に話を伺ったところでは、大雨が降った際には水が溜まってしまうことがあるとのことで、排水について心配されますが、敷地南側に愛知用水路が敷設されているため、浸透しきらずに溢れた雨水はこの水路に流れると考えられます。</p> <p>調査結果の報告は以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p>
会 長	<p>質問もないようですので、番号1について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、番号1については許可相当とすることに決まりました。</p> <p>続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。</p>
加藤清徳 委 員	<p>この申請は、令和元年12月定例総会において、第18号「農用地利用計画の変更について」にて審議した案件です。</p> <p>3月20日、若杉致由委員、秋田文夫委員と現地を調査しました。申請地は北山町地内、稲葉町東の交差点から、北東へ約180メートルの地点に位置する畑で、現在は耕作されておらず、畝だけが</p>

加藤清徳 委 員	<p>残っている状態です。</p> <p>申請地周辺の状況は、東側が宅地、南側が道路を挟んで田、西側が畑、北側が排水路を挟んで畑となっています。</p> <p>申請人は現在、賃貸住宅に住んでおり、間取りの狭さや騒音、近所付き合いの気苦労などから、新しく住宅を建築することとし、分家住宅を建築するものです。</p> <p>土地造成は整地のみ。排水は浄化槽を設置し、北側排水路に放流する計画であることから、周辺農地へ支障を及ぼさないよう対処されたものです。また、12月の定例総会において意見があった申請地に埋設されている農業用水管の機能の維持について、土地利用計画図から車の乗り入れ部分については管渠をコンクリート巻きにより防護する計画であることから、支障ないものと考えます。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては本申請は許可相当と考えます。</p> <p>調査員の報告は以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので番号2について、賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、番号2については、許可相当とすることに決まりました。</p> <p>第5号議案の審議は以上となります。</p>
会 長	<p>これをもちまして本日の議案は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項3「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>第4条による届出が、1件で418平方メートル。</p> <p>第5条による届出が、18件で5,214.12平方メートル。</p> <p>これらの届出については、事務局において審査し、適正と判断し専決により受理したものでございます。</p> <p>引き続き関係調書の説明をさせていただきます。</p>
事務局	<p>『第4条関係調書の説明』</p> <p>『第5条関係調書の説明』</p>
会 長	<p>以上、事務局からの報告は終了しました。</p> <p>本日の議事はこれをもちまして終了しました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>今月は特にお知らせはございません。</p>

会 長	<p>これもちまして本日の総会を閉会します。</p> <p>それでは、次回の総会は、4月28日（火）午後1時30分から講堂1にて、開催したいと思います。</p> <p>皆さまお疲れさまでございました。</p>
-----	--

以上議事の顛末を記し、事実と相違ないことを証明するためここに署名押印する。

議事録署名者

尾張旭市農業委員会会長 _____ 印

委員 _____ 印

委員 _____ 印